

内務省直轄官林における樹実採拾活動について

——明治十三年「樹実採拾一件」の事例から——

太田尚宏

はじめに

- 一 「国産繁殖」と樹実採拾活動
- 二 樹実採拾の実務担当者
- 三 西ヶ原樹木試験場と樹実採拾
おわりに

はじめに

林・官有林野)と民有林(私有林・公有林)に区分された。このうち官林については、明治五年六月の大蔵省達に「是迄官林ト唱、伐木差留有之候山林、都テ御払下ニ可取計⁽¹⁾」とあるように、いつたんは払い下げの対象となつたが、官林に関する事務が大蔵省租税寮から内務省へ引き渡された後の同七年三月、「官林存廃之義」は「水源涵養・土砂扦止之場所」および「必需ノ良材・巨木有之分」を「存置⁽²⁾」とする方向に改められ、国家自身の直接経営とする方針が打ち出された。⁽³⁾

こうした官林の国家管理を強く主導したのは、ドイツ留学から帰朝した官僚たちであつた。なかでも長州藩出身の松野礪は、当時府県の管理に委ねられていた官林の直轄化を主張した。彼は、明治三年に北白川宮のドイツ留学に随行し、同じ長州藩出身の青木周蔵の勧めにより林学に転向、エーベルスワルデにある高等森林専門学校で林業技術を学び、同八年に帰国してからは、内務省地理寮木石課(森林課)に在籍していた。⁽⁴⁾また、ドイツ駐在日本公使館の書記官や代理公使をつとめ、同九年に帰朝して内務省地理局長や内務少輔を歴任した品川弥二郎も、ドイツ林学の影響のもとで国

家主導による森林の直接経営を志向した。なお品川は、明治一三年三月より同一四年四月まで内務省山林局の局長心得をつとめている。⁽⁵⁾

右のような人々の動きもあって、所在する府県に管理を委ねられていた官林の内務省への直轄化が加速されていき、明治一一年七月に青森・秋田・長野・岐阜の四県の官林を直轄としたのを手始めとして、順次、各府県の官林が内務省(明治一四年からは農商務省)の直接管理へと移行していった。こうしたなか、各地の官林では、内務省の監督・指導のもとで、さまざまな樹種の種子を入手し、それを播植して「国产繁殖」を企図するようになっていく。また一方では、樹木の特質や風土との適合性などを調査・検証する「樹木試験」の分野が成立し、明治一一年一二月には、松野磯の建言により、我が国最初の樹木試験場が東京府下北豊島郡西ヶ原村に設立されている。

ところで、中部森林管理局所蔵史料のなかには、明治一三年に内務省山林局木曾出張所によって作成された「樹実採拾一件」という文書がある。「樹実採拾」⁽⁶⁾とは、樹木の種子となる木の実を山へ入って採取する作業のことである。この樹実採拾活動は、右にみたような内務省直轄官林形成期における「国产繁殖」と「樹木試験」という事象を考えるうえで極めて興味深い事例を示してくれるものである。そこで小稿では、同史料に收められたいくつかの史料を紹介しながら、樹実採拾活動を通じて見た当時の行政のありようの一端について検討してみたい。

一 「国产繁殖」と樹実採拾活動

内務省による官林経営の目的は、水源涵養や土砂防止といった保安林的

機能の維持とともに、国家にとって有用な良材を産出することにあった。

明治九年(一八七六)九月に決議された「官林調査仮条例」には、「松・赤

柏等、凡ソ良材トナルヘキ木種ノ森列スル林ハ、一等官林ニ編入スヘシ」

とあり、払い下げを行わずに存置させるべき一等官林について、右のよう

な一七の樹種を擁する森林と規定している。内務省では、こうした良材が

産出可能な森林を全国的規模で造林しようと志向し、著名な良材産出地域

で採拾した樹実を各地の官林・官有林へ移送して播種することを目論んだ。

ここにおける樹実の播種については、「其子種必シモ該林近傍ノモノニ限

ルヘカラス、断然該地適宜ト認了スルモノハ可成丈各地方著名ノ子種ヲ採

収スヘキ事」⁽⁸⁾というように、樹種の各地域への適性を一定程度考慮しつつも、

可能な限り「著名ノ子種」を取り集めて播種すべきであるとの考え方に基

づくものであった。

〔史料1〕

第千五百八拾四号

御管下木曾谷ニ有之候檜樹実、當県ニ於テ播植致度見込ニ候間、本年

における「国产繁殖」と「樹木試験」という事象を考えるうえで極めて興味深い事例を示してくれるものである。そこで小稿では、同史料に收められたいいくつかの史料を紹介しながら、樹実採拾活動を通じて見た当時の行政のありようの一端について検討してみたい。

長野県下
山林局長野出張所
御中

宮城県

逐テ原価・通送費共追テ御返償ニ可及候間、御回送之節御通知被下

度候也

内務省山林局では、明治一三年(一八八〇)六月、直轄化した主要な官林

の所在地に出張所を設置している。これらのうちの一つである長野県下の長野出張所では、同年八月二四日、宮城県より一通の依頼書を受け取った（史料1）。依頼書の内容は、木曽谷で今年採拾する予定の檜の樹実三升を回送してほしいというものであった。宮城県が樹実の送付を依頼した目的は、「当県ニ於テ播植致度見込ニ候」とあることから、同県内に木曽産の檜を移植して生育させるためであつたことがわかる。また、この依頼書の追伸部分には、樹実の原価およびその回送費を宮城県において負担する旨が記載されており、樹実は依頼者による買い取りの形式をとつていたことが知られる。

〔史料2〕

第千六百五拾号

御管下木曽山ニ有之候檜実義、第千五百八十四号ヲ以テ及御依頼候処、尚又檜・杉実各五斗宛御回送相成度、当県下ニ於テハ檜・杉等最適當候得共、近來樹実殊之外払底、加之近方所良実無之、旁以テ御請求致候儀ニ有之候間、御手数ニハ候得共、前斤量之分御回送相成度、此段再度及御依頼候也

明治十三年八月三十一日

長野県下
山林局長野出張所
御中

また宮城県は、同年八月三一日にも檜・杉の樹実を五斗ずつ追加して採拾・送付してほしい旨を願い出ている（史料2）。このときの依頼書には、宮城県が長野出張所に対し、どのような理由で樹実の採拾・回送を依頼したかが具体的に記されている。これによると、宮城県では、檜・杉が同地

域の植栽樹種として「最適當」であるとの認識を有していたが、近年では樹実が極めて払底しており、しかも宮城県周辺では、品質のよい樹実が得られない（「近方所良実無之」）ことから木曽産の樹実を移植することにしたという。こうした宮城県の認識は、先に見た内務省による「著名ノ子種」の積極的な播種という考え方と、まさに軌を一にするものであった。

宮城県からの依頼に対し、長野出張所では、当時まだ仮出張所であった木曾福島の役所（明治一三年九月に木曾出張所となる）へ向けて右の二通の依頼書を廻達し、「採拾・送致方共可然御取計有之度」とあるように、依頼の内容に沿つて採拾・送致するよう通知している。このように、山林局

管下の出張所では、府県などの依頼にしたがつて、府県が管理する山林において播種する樹木の種子を採拾・送付するという役割を負つていたことが確認される。しかも、宮城県の事例からもわかるように、樹実の量数が足りなかつたり、良質な樹実が得られない場合には、遠隔地に対しても所轄の官林で採拾した樹実を供給し、移植を試みるといった動きが見られたことがわかる。

そして、このような樹実採拾・回送の動きは、宮城県と長野出張所との間だけではなく、他の府県と出張所との間にも見られた。例えば、明治一三年九月二四日付で山形県より山林局岐阜出張所に宛てた依頼書によれば、山形県は、県内に新たに開設した「樹苗圃」に播種する樹実として、岐阜県内の官林から産出された檜の樹実一石を回送してほしい旨を岐阜出張所に対して願い出ている。

ところが岐阜出張所では、管内の官林では良質の樹実を採拾することができないとして、木曽出張所に対し、山形県からの依頼書を転送して対応を求めた。

〔史料3〕

苗圃發設之義ニ付、別紙写之通山形県ヨリ照会有之候處、当所部内官林ニ於テ精良之実子採收之場所モ難得候條、貴所御管内ニ於テ御採収相成度、右一應及御照会候條、至急何分之御回答有之候也

十三年十月一日

山林局岐阜出張所

山林局木曾出張所
御中

追テ採收季節モ候ニ付、弥相整候場合ニ候ハ、直ニ御命有之度候也

右の史料は、岐阜出張所が木曾出張所にあてて差し出した照会状である。これによると、岐阜出張所は「当所部内官林ニ於テ精良之実子採收之場所モ難得候」という理由で、木曾出張所に檜の樹実採拾を肩代わつてもらう

よう又要請し、その可否について回答を求めたことがわかる。しかも追伸部分を見ると、樹実の採拾時期が迫っているので、可能な場合にはただちに採拾を開始してほしいと述べている。これは、樹実採拾には種子の成熟期を逃さないことが不可欠なためであり、その方法は、山入りした採拾者

が種子を観察し、完全に成熟して落下直前のものを木に登つて採枝すると

いうのが一般的であつたといわれる。⁽¹⁰⁾

また、木曾出張所で採拾された樹実は、遠く北海道へも送られていた。

明治二三年一二月一六日付の山林局御雇の高麗馬が作成した文書によると、この前年の一二月、北海道の開拓使から山林局に対して樹実送付の依頼があつた。しかし、樹実を採拾するには時期を逸していたことなどもあり、

山林局は明治二三年に入つて木曾出張所に対し、樹実を採拾・送付すべき旨を通達した。木曾出張所では、檜・櫟・金松・梅・榧の五品目について

樹実を採拾したが、樅・羅漢松・山毛櫸・羅漢柏の四種類については、虫害や採拾時期に外れるなどの理由で採拾が行き届かなかつた旨を回答した。なお、このときには、採集した樹実は本局へと送致され、本局から開拓使へと送られる形をとつた。

さらに、府県からの直接の依頼で樹実の採拾・回送を担当するもの以外にも、山林局の出張所が樹実の供給を行うことがあつた。

〔史料4〕

丙第百八拾弐号

一 扁柏種

五合

右者和歌山県ヨリ購求致度趣依頼越候間、貴局御貯蓄之内前数御分与相成度、代価之儀ハ御通送次第償却可致候間、運賃共別紙書付ヲ以御申越有之度、乍御手数此段及御依頼候也

十三年十一月一日

西筑摩郡役所

山林局
木曾出張所
御中

右は、明治二三年一一月一日付で西筑摩郡役所より木曾出張所へ宛てられた依頼書である。これによると、西筑摩郡役所では、和歌山県より檜

(扁柏)の種子五合の購入を申し込まれ、この種子を調達するために木曾出張所に対して、出張所に貯蔵している種子の分与を願い出たことが知られる。これに対して木曾出張所では、「国産繁殖ヲ要スル件」であるとして了承し、樹実の分与を認めていた。全国でも有数の檜・櫟の生産地帯であつた木曾地方に対しても、各県から樹実の送付依頼があつたと考えられ、西筑摩郡役所から木曾出張所に分与願いがあつたものだけでも、このほか

に福島県や広島県の事例が確認できる。また、送付依頼をしてくるのは府県のみに限られたわけではなく、「静岡県農学社」からの購求依頼もあつた。

材品ニ劣ルト申訳モ無之候間、御請求ニ応シ採拾之上、檜樹実一同差送可申候、不取敢此段及御回答候也

以上の事例から、内務省山林局の各出張所では、府県の依頼を受けて、

宮城県宛

管内の官林から樹実を採拾・回送していた事実が明らかとなつた。また、管内の官林で良質な樹実を獲得することが困難な場合には、他の出張所へ照会を行つて、あくまでも「精良之実子」を供給するよう努めていたことも判明した。このような樹実採拾・回送活動は、「著名ノ子種」を取り集めて全国へ播種させるという内務省の考え方に基づき、「其子種必シモ該林近傍ノモノニ限ルヘカラス」というように、地域における樹種の適合性といった問題のある程度捨象する形で行われ、単純に全国の著名な山林地域で採拾された樹実を回送・播種するという、試行錯誤的ともいえる内容を含み込んでいたところに大きな特徴があつた。

この点については、例えば、先に見た宮城県への檜・杉の樹実回送に関する木曾出張所の対応に際して、次のような所見が述べられている点からもうかがい知ることができる。

〔史料5〕

甲第一号

宮城県回答

貴県第千六百五拾号ヲ以テ御照会有之候木曾檜・杉樹実各五斗宛可及

御送付旨致承知候、本年ハ樹実十分之出来ニ有之、撰挙採拾之上差送

可申候、杉樹実之義者、良品御撰之御主意ナレハ、和歌山県下熊野及

吉野等ノ杉、良品ニ有之、木曾地之杉、檜トハ同シカラス、格別材質

良品ト申ニハ無之候、右ハ実検有之候儀ニ付副テ申進候、乍併他方之

内務省直轄官林における樹実採拾活動について

右の史料は、明治一三年九月二一日付で木曾出張所が作成した宮城県への樹実送付に関する回答案である。これを見ると、同出張所では檜の樹実の採拾・送付についてはただちに同意しているものの、杉に関しては、良品を求めるならば和歌山県下の熊野・吉野産の樹実を回送してもらつてはどうかとの意見を述べている。ここでは明らかに、樹種ごとの良材産地で採拾される樹実を優先させ、送付・播種していくとする姿勢を読みとることができる。いわば特産樹種の全国的拡大を志向したわけである。

そして、内務省による集権的ともいえる樹実分配策は、山林局本局の主導でも行われた。明治一三年一〇月二〇日、山林局は木曾出張所に対して「来春本局試験場及各地方江播種之見込」である樹実の採拾・回送を求める通達を出した。この通達で送致を命じられた樹種などは、史料中に「別紙略ス」とあって記されていないため判然としないが、少なくとも檜・

櫟・落葉松などの樹実を各五斗ずつ回送すべき旨が記されていたと考えられる。

これに對して木曾出張所では、以下のよき回答書を山林局へ提出して

いる。

〔史料6〕

十三年十月廿三日

山縣昇介印

一 樹実採収達中二七五号

一同 中二七六号

中二七六号・二七五号樹実採収方御達有之候処、最早季節相後レ採収方御達之内相調不申候間、左様御承知被下度、尤是迄御達之分、尚各地方及本局・出張所ヨリ依頼之分モ有之、今日当リ採収之終リニ相成居候間、其分之内幾分相撰取差出申候、落葉松・檜・櫻五斗抱ト申分ハ至底相調申間敷存候、此段及答申候也

右によると木曾出張所では、採拾時期の遅れや他の地方・本局・出張所依頼分への対応の必要性などを理由に、要求された樹実は到底調達できないとの見通しを述べ、すでに採拾したものの中から一部を精選して送致することで了解を求めたことがわかる。一方、本局は、木曾出張所の回答に理解を示しながらも、「本年ハ各所ヨリ請求甚多く、尚此上請求致来候見込モ有之、且来春ハ大ニ各地方并ニ試験場ヘモ可致播種見込ニ付、精々行届候丈ケ採拾回送可被致、尤壳物ニテモ良種有之候ハ、買上可申」とあるように、各出張所・府県などからの樹実の請求が多く、また春には各地方試験場へ多数の樹実を播種する予定なので、可能な限り多くの樹実を採拾してほしいこと、売り物のうちでも良品があれば買い上げて調達すべきことを通知した。そして、通知を受けた木曾出張所では、管轄下の官林での樹実採拾に尽力するとともに、調達し難い樹種に関しては、「ヒメグルミ実ノ義者、御地善光寺ニ有之モノニ候間、貳升余早々御採収之上御通送有之度、此段及御依頼候」などと長野出張所に対して依頼しているように、他の出張所に助力を求めるといった方法で調達している。

右の事例からは、山林局が各地方からの請求にもとづき、管下の出張所へ樹実採拾を指示し、それを本局へ送付させて取り集めたうえ、各地へ分

配していた事実を知り得る。しかも「来春ハ大ニ各地方并ニ試験場ヘモ可致播種見込」などあるように、分配した樹実を各地方や試験場で積極的に播種して山林の育成を図ろうと目論んでいたのである。

二 樹実採拾の実務担当者

右に見たように、内務省山林局では、本局や各出張所において「著名ノ子種」を中心とする樹実の調達・回送を行つて「国産繁殖」を目指したのであるが、では、こうした樹実を実際に採拾したのは、どのような人たちであつたのか。次に、この点について見てみたい。

木曾出張所における樹実採拾を實際に入山して行つたのは、木曾山や伊那山に住む請負人と木曾出張所駐在の山林局御雇の者であつた。

〔史料7〕

御伺

西筑摩郡駒ヶ根村
蜂須賀忠四郎

私儀、昨年樹実採収御申付相成候間、本年モ定而御申付可相成ト存候、付而者最早期節差迫リニ付、御申付被下度儀ニ御座候ハ、早々御取調之上御達被下度、此段相伺候也

明治十三年八月

右
蜂須賀忠四郎

福島出張所
御中

この史料は、明治一三年八月に西筑摩郡駒ヶ根村の蜂須賀忠四郎が、樹

実採拾の請負を願い出たときの同書である。これを見ると蜂須賀は、この前年にも樹実採拾を請け負つており、「本年モ定而御申付可相成ト存候」とあるように、再び請け負いたい旨を願い出たことが知られる。これに対して木曾出張所では、この出願を許可し、採拾すべき樹実を記した書面を渡して採拾を命じるとともに、かねて通達しておいた「樹種採収料見積り高」を申告するようになると達している。

〔史料8〕

丙第七拾九号

別紙之樹実入用有之候条、採收有之候分買上申度、採拾無之未タ季節
ニ後レ不申候ハ、採拾有之度、又ハ他人採拾之分有之候ハ、可買入候
条、取纏置可被申、右ニ付局員高麗房出張条、前以テ此段及依頼候也

月 日

山林局木曾出張所

上伊那郡西箕輪村
堀内伝蔵殿

右は、明治一三年一〇月二五日に樹実採拾請負人である上伊那郡西箕輪村の堀内伝蔵へ宛てた通達の案文である。この文面からは、請負人による樹実採拾の具体的な方法を知ることができる。まず第一に、木曾出張所側が「採收有之候分買上申度」と述べている点が注目される。ここから請負人は、實際には出張所より正式に樹実採拾を命じられる以前から樹実の採拾を行つて蓄えており、これを出張所に買い上げてもらう形式をとつていたことが知られる。そして第二には、「採拾無之未タ季節ニ後レ不申候ハ、採拾有之度」とあるごとく、採拾を命じられた樹種や分量が、蓄えておいた樹実数より少なければ、實際に入山して採拾活動を行う。さらに第

〔史料9〕

御願

西筑摩郡駒ヶ根村六拾四番地
農 斎藤 末吉
十一
五年九月
五年五月
廿五年十月
同末吉長男

斎藤 兼松
同

同村式百六拾番地
農 長谷川善兵衛
同
三十一年九ヶ月

同村三百五拾四番地
農 長谷川柳太郎
同
三十年十一ヶ月

同村四百七拾八番地
農 井領 徳三郎
同
二十八八年八ヶ月

右者斎藤末吉内工山林局出張所ヨリ御用木実此節收入方ニ付傭入、御官林内ニ為立回候ニ付、右御官林立入之義御許可奉願度、尤御規則・注意精々相守可申候間、前頭名面之者工御鑑札御下付相成候様奉願候、

三に、それでも数に不足が生じる場合には、「他人採拾之分有之候ハ、可買入候」というように、請負人以外の樹実所持者からの買い集めによって、発注された樹実量を充足させたのである。
また樹実採拾の際、入山して採拾活動を行うためには、官林への入山鑑札が必要であった。請負人は、入山する者を書き上げた鑑札下付願を提出し、出張所ではこれを許可して交付する形式をとつた。

以上

明治十三年九月廿六日

右願人
斎藤　末吉上松小川山山林局御出張所
御中様

この史料は、西筑摩郡駒ヶ根村の斎藤末吉が差し出した入山鑑札下付願である。これによると、請負人の斎藤末吉は、自分の長男および同じ駒ヶ根村の者三名が一組となつて採拾活動を行うことにしていたことがわかる。入山予定者は、代表である斎藤末吉の五一歳五ヶ月と別とすれば、いずれも二〇歳代後半から三〇歳代前半の者たちであり、樹実採拾活動が主として木に登つての採枝という重労働を伴うことから、比較的年齢の若い者が選ばれていた点を想起し得る。

右のような請負人が採拾した樹実の分量は、駒ヶ根村の蜂須賀忠四郎の場合、手元に蓄えておいた分と実際に採拾した分が扁柏五石五斗二升・花柏七斗八升・杉一斗五升二合をはじめとする合計七石五斗余、他の所持者から買い上げた分が扁柏四斗二升ほどであった。また、このほかに不熟の実を採拾して出張官から「取捨」を命じられた分があり、これには扁柏の実一石四斗があつた。

出張所による買い上げは、「取捨」以外の樹実を対象として行われ、買上値段は、扁柏が一升につき三五銭、花柏が同じく四〇銭というように、樹種ごとに異なつていた。この年に蜂須賀が採拾した買上対象樹実の合計は七石九斗八升五合五勺で、これに対する代金は三〇二円八〇銭七厘五毛であつた。ただし史料を見ると、出張所では蜂須賀に対し資金の前貸しを行つていたようで、「前借」一分である二六〇円を差し引いた四二円八〇

銭七厘五毛が「可受取分」として計上されている。

また、こうした請負人による採拾のほか、山林局御雇の出張官が入山して樹実を採拾する場合もあつた。例えば、同局御雇の高麗房は、落葉松四斗・浮爛羅勒三合・黄蘖二升・刺楸五合の合計四斗二升八合を採拾しており、これらに対しても代金の支払いが行われている。高麗が採集した樹種は、落葉松を別とすれば現地の請負人では識別が難しいものであつたよう

で、檜・榧など請負人が日常的に知悉している樹種については請負人が採拾を担当し、後述する西ヶ原樹木試験場あての特殊な送付品目などは、出張所に駐在する御雇の者が入山して直接採拾したものと考えられる。

以上のようないくつかの採拾活動の結果、木曽出張所では、明治一三年には八石四斗一升七合五勺の樹実を採拾し、その代金は三四〇円五五銭二厘五毛に及んだ。

三 西ヶ原樹木試験場と樹実採拾

先述したように、この時期の内務省による官林の国家管理の強化を主導していくのは、品川弥二郎や松野磯などの長州藩出身の官僚たちであった。なかでも松野磯は、ドイツ留学から帰国した明治八年以降、内務省における官林行政の基礎をつくつていった。

このような動きの一つが、明治一一年一二月の西ヶ原樹木試験場の設置である。松野は帰国後、内務省の技術者として各地の官林調査などに従事したが、当時における官林の管理・経営は、江戸時代以来の「山役人」によって行われており、ドイツにおける有用樹美林経営の発想とはほど遠いものであったという。そこで松野は、ドイツ的な国家主導の林業経営には

技術者の養成が不可欠であるとして山林学校の設立を上申した。しかし當時の内務省では、財政難を理由としてなかなか理解が得られず、難航した交渉の結果、まず手始めに樹木試験事業から着手することとし、西ヶ原村にあつた二町歩あまりの茶園を購入して小屋を建て、これを樹木試験場と名付けた。こののち樹木試験場の敷地は、寄付や購入によつて一〇町歩程度に拡張され、そこに苗圃や樹木園を開設して樹木試験事業を推進することとなつた。⁽¹⁾

造林技術の改良をおもな目的とする樹木試験場の設立によつて、内務省では試験用の樹実・樹苗などを全国各地から集める必要を生じた。これを賄う役割を果たしたのが全国の官林であつた。また樹木試験場では、当初設置された苗圃・樹木園のほかに、明治一二年には木材陳列棟が建設され、同一〇年に開催された内国博覧会の際に収集した竹木類の標本を保存展示するなど、順次その拡充が図られており、試験研究・展示に不可欠な多種多様な樹実の収集は急務の課題となつていた。

「樹実採拾一件」には、こうした草創期の西ヶ原樹木試験場における樹実収集に關わる史料も、若干ながら収録されている。ここではそれらを紹介しながら、試験場が果たしていた役割の一端について見てみたい。さて、明治一三年における木曾出張所の試験場向け樹実の採拾は、九月九日付の伺書の提出より始まつてゐる。

〔史料10〕

第壹類八十壹号

本局へ伺案

樹実採拾之儀伺

発議

当木曾谷中檜其他之樹実、本年ハ殊之外成熟宜ク候間、何程採收可致

内務省直轄官林における樹実採拾活動について

哉、最早季節差迫候間、右採收計量至急御指揮相成度、尤代価之儀、昨年ハ壱升廿五錢ニテ採收為致候得共、右ハ採收方法不得宜シテ發芽セサルモノ多ク、依テ本年ハ其方法ヲ改良候積リ、且物価騰貴之際ニモ有之、旁本年之儀者壱升代金凡五拾錢計ト御承知相成度、差掛リ此段相伺候也

明治十三年九月九日

山本代理
渡辺

山林局長心得宛

右の史料は、木曾出張所長代理の渡辺中が本局の山林局長心得に宛てて差し出した伺書である。ここでは、木曾産檜その他の樹実採拾量を問い合わせ、また樹実代価の改変を申し出ている。樹実代価は、明治一二年には樹実一升あたり一五錢であつたが、採拾方法の改変や物価騰貴を考慮して、同一年から一升あたり五〇銭に改めたいと述べている。

これに対しても九月一六日に樹木試験場から回答があり、樹種・量数を記した用紙を添えて内々に樹実の採拾方を依頼してきた。なお、この用紙に記された樹種は、「以上樹石ハ、十年内國博覧会御地ヨリ贈付見本材百八種ノ内ニ有之」とあるように、内国博覧会に出品された見本材一〇八種類をもとにしたもので、「右種類之内樹実御見当リノモノ候ハ、少々ニテ不苦候間、為参考備置申度」と記されていることから、このとき試験場では、見本樹実として常備することを目的に採拾を依頼してきたことが知られる。

同年一二月一六日に木曾出張所において作成された文書には、このとき試験場へ送付された樹種・量数が記されているが、そこに示されている樹

種・樹実量は、扁柏（一升）・花柏（一升）といった木曽地方特産の樹種に加え、落葉松（三合）・金松（三合）・梅（一合）・樺木（一合）・ミネバリ（一合）・刺楸（一合）・黄櫟（三合）・ソヨギ（五合）・杜松（五合）・水楢（一合）・トウノキ（一合）・アワブキ（五勺）・クマノリ（一合）・ホソキ（一合）・ギシヨウ（一合）・時シラズ（五勺）・カブラキ（一合）・赤ヅラ（一合五勺）・栗タンゴ（五勺）・沢フサキ（一合）・沢マキ（一合）となつていて、前述した「国産繁殖」を目的とする樹実送付とは明らかに異なる、多種多様な樹種が送致されたことがわかる。

また西ヶ原樹木試験場は、第二回内国博覽会に出品する樹実の採拾も依頼している。

〔史料11〕

過般御出京之際可為御依頼心得之処、最早御出立後相成甚残念至り候、陳者第二博覽會出品ノ為松毬類取集候處、シラベ・ヒメコマツノ二種ハ採收取兼甚困却致居候ニ付、右二種ノ毬、乍御手數御地ニ於テ御採收方精々御取計相成度、尤モ自今積雪等ノ為メ御採收方難相成候ハ、若ヤ他二貯持ノ者無之哉御探索相成度、万一御採送相成兼候ハ、至急御報知相度、此段及御依頼候也

〔史料12〕

番外 壱号
來春各地方へ播種之見込ヲ以テ、別紙目録之樹実、府県并各出張所於テ採收之分追々到着候ニ付、右目録樹実之内、其出張所ニテ御播種可相成御見込之分ハ種名・量数等見込御取調、本年中御申越相成度、局長ノ命ヲ以テ此段及御照会候也

明治十三年十二月十一日

西ヶ原
試験場

山林局
木曾出張所
御中

木曾山林局出張所
渡辺 中殿

追而右ニ係ル入費之儀ハ、當場ヨリ及御償却候間、少々入費相嵩候ト

モ二種トモ取揃申度ニ付、何分御注意相成度、内一種ニテモ御送付相成度候也

右は、明治一三年一二月の作成と思われる試験場より木曾出張所あての

依頼書である。これを見ると、試験場では第一回博覽会に出品するために松毬類を収集していたが、シラベ・ヒメコマツの二種が入手できず、木曾出張所に対し、右の二種についての採拾方を頼むとともに、これらを貯蔵している者があれば探し出してほしいと願い出ており、多少入費が嵩んでおり拘えたいので、もし一種類でも入手できれば送付してほしい旨を申し出している。

このように、西ヶ原樹木試験場では、見本樹実や内国博覽会出品といった用途の樹実について、その採拾を木曾出張所に依頼して充当していたことが知られるが、これとは反対に、樹木試験場では、各地の官林から収集した樹実を分配する役割をも有していた。

依頼書である。これを見ると、試験場では第一回博覽会に出品するために松毬類を収集していたが、シラベ・ヒメコマツの二種が入手できず、木曾出張所に対し、右の二種についての採拾方を頼むとともに、これらを貯蔵している者があれば探し出してほしいと願い出ており、多少入費が嵩んでおり拘えたいので、もし一種類でも入手できれば送付してほしい旨を申し出している。

右に示した明治二三年一二月一日付の試験場からの通達によれば、樹木試験場では、府県および各出張所から採拾・送付させた樹実について、

来春に出張所で播種する見込みのある樹種を問い合わせ、送付希望を聴取していたことが知られる。これに添付された「樹木目録」には、陸奥・上

野・常陸・武藏・伊豆・遠江・土佐などから送致されてくる予定の一八種類の樹種が記されていた。これに対し木曽出張所では、黒松・櫻・樟・海松・蚊母樹・秦皮・槐・無患樹・羅漢松の九種類の樹木について、播種の見込みである旨を報告し、あわせて樹実の分与を願い出た。これらの樹実の希望送付量は、黒松の三升・櫻の二升を除くと、おおむね一合から二合程度であり、おそらくは地域の土地との適合性をみる試験植樹のために送付を願い出たものと思われる。

最後に、木曽地方の官林から産出された樹実が、試験場を通じて、国内のみならず、海外へも送付された事例を示して、紹介を終えることにしたい。

次に示す明治二三年九月八日付の山林局長心得の内務少輔品川弥二郎からの方書によれば、木曽出張所では、ドイツ領事ほか五か所より請求があつた樹実を採拾のうえ、西ヶ原樹木試験場に送致するよう命じられたことがわかる。

〔史料13〕

出発 三五号

山林局木曽出張所

独逸國領事外五ヶ所ヨリ請求之樹実、本年秋季成熟之モノ相撰ミ、別紙記載ノ木実、季節ヲ失セス早ニ採收イタシ、経費取調書相認、

西ヶ原試験場工送付可致

此段御達済也

但、採収並通送費ハ西ヶ原ヨリ直ニ償却スベシ

十三年九月八日

山林局長心得
内務少輔 品川 弥二郎

このとき請求があつた樹種は、扁柏・花柏・金松・羅漢柏・梅・檜柏・杜柏・榧・水松・落葉松・鼠子・姫子松・羅漢松・榎・イラモミ・ウラシセモミ・トウヒ・マツハダ・シラベの一八種類で、量数は一升五合から六升五合程度であるから、おそらく標本あるいは試験を目的として送付されるものであったと思われる。

これをうけた木曽出張所では、早速、樹実の採拾に着手することになったが、このとき出張所長が試験場の松野礪へ送った通知には、国外への樹実の輸出に対して慎重に対処しようとする出張所側の姿勢が示されており、非常に興味深い。

〔史料14〕

獨逸國領事外五ヶ所ヨリ請求之樹実本年採拾方、本局御達之趣致承知候、夫々採拾方ニ着手可被致候、然ル處前年来採拾方甚宜ヲ得サル所有之、檜実ノ内ヨリ櫻苗ヲ發生セシ経験モ有之、他邦江差遣候分ハ、別テ粗漏之採拾方致前条ノ様ナル儀有之候テハ、本邦恥辱ニモ可相成ト存、本年之儀者、手數ニハ有之候得共、採拾者ヘ一人官吏立合、採拾方右様検査致候都合ニ申渡置候、各出張所ノ各地方ニ於テモ、定テ是等ノ義□有之、一粒ノ樹実百年ノ経済ヲ誤ル道理ニ付、御注意相成度、且又御達目録之中、左ノ三樹種ハ當出張所ニ於テ孰レノ木ニ辺當哉并兼候ニ付、本郡孰レ樹ニ相當候哉、委敷御示有之度候

第十六 コウヤウザン

第十八 マツハダ

第十九 シラベ

山本

松野 硼宛

右の史料によると、この前年の樹実採拾では、檜であるとされた樹実から櫂の芽が生じたりするなど、誤りが多かつたため、他国へ送付する樹実に関してこうした事態が起こるのは「本邦恥辱ニモ可相成」として、採拾者に官吏を一人ずつ立ち会わせ、その場で検査を実施することにしたとある。また、木曽出張所では、他の出張所でも同様なことが起こることを懸念し、「一粒ノ樹実百年ノ経済ヲ誤ル道理ニ付、御注意相成度」と注意を喚起するよう、試験場の松野へ要請している。まさに国家の威信をかけた樹実採拾・送付といった意気込みが伝わってくる事例といえよう。

おわりに

以上、中部森林管理局に所蔵されている明治一二三年「樹実採拾一件」を素材に、内務省山林局の出張所が実施した樹実採拾活動について見てみた。これらの樹実採拾は、おもに「国産繁殖」と「樹木試験」という二つの側面から行われ、しかも官林に関する国家管理の強化という当時の内務省の考え方を反映して、各地の著名な山林地域の「著名ノ子種」を全国に拡散させ、国家主導で有用樹美林地帯を作り上げようとする志向性をうかがうことができる。

とはいっても、このようなドイツ林学の強い影響のもとでの性急ともいえる

国家主導の森林管理の志向が、ただちに奏功したのかといえば、そうとはいえないだろう。試験的に全国各地から樹実を集めて播種しても、結果として多くの場合、地域の実情に合わず、失敗に帰したといわれる。内務省による「著名ノ子種」を全国に繁茂させるという発想は、各地域の風土のあり方を一定程度無視したところから成り立つており、江戸時代に培われた地域林業を否定したところから出発したものであった。しかし、経験主義的ながらも地域に対する適性を踏まえた着実な森林管理のあり方は、現場感覚に根ざしつつ、明治期に入つても維持・継続していくことになる。「樹実採拾一件」に収められた史料の数々は、明治一二三年当時の国家集権的な森林管理の志向性・実像を我々の前に示してくれるが、その反面で、その試行錯誤的側面や、構想と実態の乖離といったものも如実に示されているようと思われる。こうしたことがらを一つ一つ明らかにしていくことを通じて、江戸時代から明治期へ、そして現代へと至る森林管理の様相を解説していく必要があると思われるのである。

註

(1) 林野制度研究会編『近代林野制度資料集』(御茶の水書房、一九七七年)二三一頁。

(2) 同上、五七頁。

(3) 赤羽武・加藤衛拡「吉野林業全書・解題」(『明治農書全集』一二、農山漁村文化協会、一九八四年)。

(4) 『森林総合研究所百年の事蹟』(森林総合研究所編集・発行、二〇〇五年)一四頁。

(5) 松波秀実『明治林業史要』(大日本山林会、一九一九年)五一二頁。

(6) 樹木の種子の採取に関しては、史料上では「採拾」や「採收」など、さまざまな字句をあてているが、小稿では便宜上、使用史料の表記に即して「採拾」を

用いることにする。

- (7) 前掲、『近代林野制度資料集』八四頁。
- (8) 「官林種樹假規則」(徳川林政史研究所所蔵)。
- (9) 明治十三年「樹実採拾一件」(「中部森林管理局所蔵史料」整一三)。以下、

本稿で使用する史料は、特に断らない限り同史料による。

- (10) 日本国立科学史研究会編『明治前日本林業技術史 新訂版』(野間科学
医学研究資料館、一九八〇年)。
- (11) 前掲、『森林総合研究所百年の事蹟』三四四頁。